「市立幼稚園・保育所のあり方について」に関する説明会の開催について

日		時	平成29年9月8日(金) 10:00~12:23	}
場		 所	精道幼稚園	
出	 席	者	こども・健康部長 三井	辛裕
			教育委員会管理部長 岸田	太
			こども・健康部子育て推進課長 伊萠	· 浩一
			こども・健康部主幹新制度推進担当 和泉	し みどり
			こども・健康部主幹子育て施設担当 長岡	月 良徳
			教育委員会管理部管理課長      山川	1 範
			教育委員会学校教育部主幹中域	景子
事	務	局	こども・健康部子育て推進課	
			教育委員会管理部管理課	
参	加者	数	51人	

## 1 次第

- (1) 開会
- (2) 説明
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会

## 2 配布資料

当日配布資料

## 3 議事録

(事務局岸田) 本日はお忙しい中,説明会にお越しいただき有難うございます。

本日の説明会ですが、当初は8月中と申し上げておりましたが、本日の開催になりましたことを深くお詫び申し上げます。

この精道幼稚園の説明会につきましては、7月に「あり方」の一部変更について茶屋集会所で説明会を開催した際に、精道幼稚園と精道保育所の統合がスケジュール的に一番早いので、どうなるのかということを早い時期にはっきりさせていただかないと精道幼稚園に入園希望をだすか、それとも別の幼稚園を選択するのか、その判断ができないとのご意見を頂戴しておりましたので、8月末には行う旨を一部の保護者のかたにはお約束しておりました。市内部において、次の説明会では皆様にどのように説明をするべきかいろ

市内部において、次の説明会では皆様にどのよっに説明をするべきかいろいると議論してまいりました。現在の精道保育所の敷地で新たに公立の認定 こども園を整備したいと申し上げたとしても、それは今までと同様、市の意 向であり、これまで皆様にご説明してきた内容と何ら変わりがありませんので、市として決定した内容をお伝えするべきであると考えまして、これまでお時間を頂戴しておりました。

最終的に、市といたしまして、精道保育所の敷地で新たな公立の認定こども園を整備する方針を決定いたしました。精道幼稚園については、平成30年の夏に精道保育所のお子さんを受け入れるために施設の改修を行い、平成31年度から2年間については、この精道幼稚園の敷地で認定こども園を運営し、この2年間の間に、精道保育所の敷地において新たに認定こども園を建設するというものでございます。

これに関する議案につきましてはこの9月議会に提案し、先日の民生文教 常任委員会においてご議論いただいたところです。これにより、議会に対し ましても、市として精道保育所の敷地で公立の認定こども園を整備すること を提案したということです。

なお、この議案の可否につきましては、後日行われる本会議にて決定する こととなっております。

このたびは予定より遅れてのご報告となり申し訳ございませんでした。本日は、これまでの説明会の中で、新しくできる認定こども園はどのようなものかというご質問も頂戴しておりましたので、平成31年度からの精道の認定こども園の概要について説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

(事務局伊藤) 今回,説明させていただきますのは,市立認定こども園の概要でございまして,資料に記載されていること以外の部分については,現在検討中です。

まず1番の名称等ですが、名称につきましては、現時点では仮称ですが、 精道認定こども園、西蔵認定こども園でございます。

設置場所ですが、精道認定こども園に関しましては、現在の精道保育所の敷地において建替えを実施いたしますが、平成31年4月から2年間は精道幼稚園を改修し、この精道幼稚園の敷地で運営することとしております。

この間のスケジュールにつきまして、最終頁の横向きの資料をご覧ください。精道認定こども園のスケジュールを抜粋して説明いたしますが、まずは精道幼稚園については、平成30年7月、8月に「改修」という文字を入れておりますが、この時期に、認定こども園として運営していくのに必要であります給食設備や低年齢児向けの設備に係る改修を行います。平成31年4月に精道幼稚園に精道保育所のお子さんが移って来られて、市立認定こども園として開園する予定です。平成31年、32年の2年間で

精道保育所を解体し、新たに認定こども園を建設いたしまして平成33年 4月からはそちらに移っていただいて、新園舎で運営開始するという流れ でございます。

次に2番の保育理念等でございますが、こちらには理念、方針、目標を 記載しております。この理念、方針、目標につきましては、市立認定こど も園のみの理念、方針、目標ではなく、今の市立幼稚園、市立保育所も含 めた市立の就学前施設統一の理念、方針、目標でございまして、すべての 施設において同等の内容で運営をしていくということを意味しておりま す。

2頁の定員数でございますが、このうち、精道認定こども園について説明させていただきます。(1)精道認定こども園について平成33年4月以降と記載しておりますが、こちらは精道保育所を建替えた新園舎に移った際の定員数です。1号認定子どもについては、3歳児から5歳児まで、各20人ずつの計60人です。 $2\cdot3$ 号認定子どもにおいては、今の精道保育所の定員から若干増とした121人でありまして、1号認定子どもと2号・3号認定子どもを合わせて合計181人を定員としております。

3歳児以上は25人で1クラス編成いたしますので、3歳児、4歳児及び5歳児については、2クラスずつの運営となります。

その下の米印については、平成31年4月から平成33年3月の2年間精道幼稚園を改修して運営する際の認定こども園の定員数になっております。先ほどの(1)との違いですが、まず1点目が1号認定子どもでお申し込みいただく方の3歳児の欄が斜線になっております。それと2号・3号認定子どもの3歳、4歳及び5歳の人数が上の表では30人のところが25人となっておりまして、園児数の合計も146人で若干規模が小さくなっております。これは、精道幼稚園の今の施設を利用しての運営となりますので、部屋数や広さに限りもあることから、縮小したものです。(2)については、説明を省略させていただきます。

4番の配置職員につきましても、詳細は現在検討中でございますが、括 弧内に記載しております内容について補足させていただきますと、保育教 諭といいますのは、認定こども園の先生の名称でして、この保育教諭の配 置については、現在の保育所における配置基準を遵守するという内容です。

例えば、4歳児ですと30人のお子さんに対して先生1人を配置するというのが国の基準でございますが、保育所における配置基準を遵守するといいますのは、市の基準として、現在、保育所ではお子さん20人に対して先生1人を配置しておりますので、認定こども園におきましても、国基準を上回る市の配置基準において実施していくという趣旨でございます。

次に5番の保育時間でございますが、概ね現状と大きく変わりません。 1号認定子どもの通常保育時間は9時から13時半とし、預かり保育につきましては、その後16時半までとなります。2号・3号認定子どもは、7時から18時までが保育時間となり、18時から19時までが延長保育となります。保育短時間の方につきましては、資料に記載の朝と夕方の時間が延長時間となります。

続きまして、3頁の6番、1日の流れでございますが、これまでの幼稚園と保育所との変更点を申し上げますと、11時台をご覧いただきたいのですが、そこに全て給食という項目が入っています。記載のとおり、ご入園されているお子さんすべてに給食を提供していくというものです。

もう1点変更点といたしましては、1号認定子ども、2号認定子どもの欄に「クラス保育(1・2号混合クラス)」という記載がございますが、こちらについては、認定こども園ですので、幼稚園部、保育所部で入園された両方のお子さんが利用される施設になりますので、別々のクラス編成ではなくて、一つのクラスとして編成するというものです。

7番の行事予定でございますが、ここに列挙しておりますのは、今の幼稚園、保育所の両方で実施しているものです。実施に当たり、幼稚園、保育所で実施している時期とは、若干異なる時期に実施していく可能性はございます。

8番の費用ですが、保育料につきましては、1号認定子ども、2号及び3号認定子どもとも、今の幼稚園、保育所における保育料と同一です。世帯の市民税所得割額に応じて決定いたします。ここでの変更点は、1号認定子どもの給食代です。今、幼稚園ではお弁当ですので給食代はありませんが、認定こども園では給食を提供してまいりますので、別途給食代が必要となってまいります。こちらの額につきましては、現在検討中でして、決定次第、報告させていただきたいと思います。

資料中に1点紛らわしい箇所がございますので、この点について説明いたします。2号及び3号認定子どもの3歳児から5歳児の給食代につきまして、月額800円となっておりますが、0歳児から2歳児と同じく給食代は保育料に含まれております。それとは別に主食代として月額800円をいただくというものでして、給食代が800円で提供されるという趣旨ではございませんのでこの点について補足させていただきます。

その他の欄の名札、帽子、保険料といったものについては、保育料とは 別に徴収させていただく方向で現在検討中でございます。

9番の預かり保育ですが、こちらも概ね現在実施している内容と大きく変更はございませんが、今ご覧いただいている3頁の1番下の(3)利用

制限については、利用に必要な要件は問わないということで、現在幼稚園で実施している内容と同じですが、利用可能日数につきましては、1か月当たり15日を上限としたいと考えております。

4頁の(4)は省略させていただきまして,(5)の預かり保育料ですが,下の表にありますとおりAからDの4つの区分で実施してまいります。保育料につきましては,給食代と同じく検討中でございますが,表の上に記載のとおり預かり保育料については2号認定子ども,要は保育所部に入園される方の保育料を踏まえて検討しておりますので,現在の幼稚園でお支払いされている預かり保育料よりは上がる可能性がございます。これにつきましても決定次第,何らかの形でご報告したいと思います。

続きまして、10番の延長保育につきましては、現在保育所で実施しているものと同等の内容、料金で実施してまいります。

- 11番の入園の(1)入園申請の時期ですが、毎年4月入園につきましては、1号認定子どものお子さんは今の市立幼稚園と同じ時期に、2号及び3号認定子どものお子さんは保育所と同じ時期となります。年度途中につきましては、1号、2号、3号すべてのお子さんとも入園希望月の前月10日までにご申請いただくことになります。
- (2)の入園決定方法ですが、1号認定子どものお子さんについては、 定員を超えてご応募があった場合は、抽選の上決定させていただきます。 2号及び3号認定子どものお子さんにつきましては、現在と同じく点数の 高い方から決定していきます。
- (3)の入園決定する際の考慮される事項ですが、1号認定子どものお子さんにつきましては、先ほど申し上げましたとおり定員を超えての応募があった場合は抽選により決定いたしますが、その抽選の際、お兄さん、お姉さんが在園されているかたについては、優先的にご入園いただこうと考えております。双子、三つ子のように複数の同年齢のお子さんがおられる場合には、一定の考慮をしていきたいということで考えております。

最後の頁であります,5頁の2号及び3号認定子どものお子さんについては,今と同じ内容です。

- (4) の配慮を要するお子さんの場合につきましては、保育所で言うと ころの統合保育、幼稚園で言うところのインクルーシブ教育を実施してま いります。
- (5) については、認定こども園独自の取扱いになりますが、保護者様の就労状況が変わりましたら、1号認定・2号認定という認定区分が変更になってまいります。変更となった場合でも、継続して園を利用できるのかという点については、資料中にもありますとおり、原則継続してご利用

いただけます。今の幼稚園,保育所ですと基本的には退園,退所になりますが,認定こども園の場合は,原則利用継続できることになります。

ただし、「円滑化」と記載しておりますが、この「円滑化」といいますのは、定員を超えて受け入れを行うことでして、これには一定の制限がございますが、その制限内であれば定員を超えての受け入れを行うということになります。

(6)の通園に係る車の利用ですが、施設と併せて駐車場の整備も考えております。車のご利用については、無制限に全ての方が利用できるとなりますと、近隣の方にもご迷惑をおかけすることになりますので、施設から一定離れておられるなど、利用基準については現在検討しておりまして、その基準の中でのご利用をお願いしていくことになろうかと思います。

最後, 12番の子育て支援でございますが, 現在, 幼稚園等で実施して おります園庭開放など引き続いて実施してまいります。

(事務局岸田) 先の説明につきまして、1点補足させていただきます。

平成31年から2年間,この精道幼稚園で認定こども園を運営してまいります。平成31年ですので、今年の10月の精道幼稚園の新4歳児の募集でご入園されるお子さんは、平成31年には5歳児として認定こども園でお過ごしいただくことになります。

2頁の真ん中(1)の2つ目ですが、平成31年4月からの2年間の定員数について、1号、これは幼稚園部門のお子さんのことですが、4歳児は20人、5歳児は20人としております。認定こども園になりますと、保育所のお子さんも一緒にお預かりしますので、それぞれで定員の設定が必要になってまいります。

この10月の新4歳児の募集については、まだ精道幼稚園としての募集ですが、この段階で、認定こども園の5歳児の定員枠20人のことを考えておかなければなりません。新4歳児のお子さんについて、5歳児から認定こども園に変わったからといって、定員を超えているかたには退園していただくことはできませんので、この10月の募集の段階から20人という定員枠に設定する必要がでてまいります。今回の定員枠20人の募集の仕方について、簡単に説明させていただきます。

(事務局山川) まず、この10月に園児募集をさせていただくスケジュールは、ほかの 幼稚園と同様です。予定といたしましては、9月15日号広報に掲載し、 園児募集の周知を行います。実際の入園願書の配布は10月2日を予定しております。10月4日から10月12日まで願書を受け付けまして、20人を超える場合につきましては、10月中旬にこの幼稚園で抽選をさせていただきたいと考えております。

実際のイメージとして、抽選になった場合のやり方ですが、くじを引いていただくことを考えております。まず、受付順にくじを引く順番を抽選で決めさせていただき、次に、実際に入園決定についての本抽選をさせていただきたいと考えております。20人までのかたについては入園決定になりますが、それ以降のかたについては補欠の1番、2番ということで補欠の中でも順番を決めさせていただくことで考えております。

入園決定のかたが入園をご辞退されたりして欠員が生じた場合は、補欠 の番号順に繰り上がってご入園いただくことになります。実際、抽選の際 は、保護者のかたにお越しいただいてくじを引いていただくことを考えて おりますが、事情でご欠席の場合につきましては、職員が代理でくじを引 かせていただくことで考えております。

また、双子さんなど複数のお子さんがいらっしゃるような場合につきましては、お一人が当たって、もうお一人が補欠という状況にはならないように、1回の抽選で入園の可否を決めるような方法で行ってまいりたいと思います。抽選の方法につきましては、以上でございます。

- (市 民) まず、基本的な話になりますが、何の説明もなく1号・2号・3号と言って突然話をされてもみんなそれがどういう意味なのか知らないと思いますよ。先に用語の説明をしてください。
- (事務局伊藤) 説明をご理解いただくのに、まず用語の説明が不足していた点につきましては、申し訳ございません。先ほどの説明で1号、2号、3号と数字を申し上げていたのですが、1号あるいは1号認定子どもという言葉で説明いたしましたのは、幼稚園としての利用申し込みをされている方のことです。1号認定とか1号認定子どもと表現させていただいております。2号又は3号認定子どもといいますのは、保育所としての利用申込みをされているかたをいいます。2号認定子どもについては、1号認定子どもと同じ年齢の3歳児、4歳児、5歳児に当たるかたです。3号認定子どもといいますのは、0歳児、1歳児、2歳児の保育所としてお申し込みされるかたという意味でございます。説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。
- (市 民) 2つの質問と2つの意見を述べさせていただきます。

まず、1号認定・2号認定・3号認定に絡む問題ですけれども、資料の3頁に記載のクラス保育は、1号・2号混合クラスであるという説明をいただきました。すなわち、3歳児、4歳児、5歳児の子どもさんは、幼稚園児と保育園児と同じクラスに編成すると理解いたしました。

そこで質問ですが、そういたしますと、市立の幼稚園については、西山 幼稚園など5つほど残りますが、単体の幼稚園での幼児教育と認定こども 園における混合クラス形態の幼児教育の違いは、どこにあるのでしょうか。 次の質問ですが、精道保育所の保育用地の買収がまだ済んでいないと聞 いておりますが、そのことをお聞きしたいと思います。

これも質問にしたいのですが、今日も時間がないと思いますので言いっ放しになると思いますが、まず一つは今回の計画についてなぜそんなに急ぐのですか。今月の6日の民生文教常任委員会で、朝日ケ丘幼稚園の保護者会からの陳情書が出されて、27人のお母さん方が傍聴に駆けつけられました。朝日ケ丘幼稚園は、山の上にあって代わりの幼稚園に行く方法がありません。それに、その後の私立の認定こども園が本当に誘致されるのか、まだまだ疑問がいっぱいでございます。

加えて、もう一つ意見としては、なぜそんなにお金のかかることを市が 急いでやろうとするのか。精道幼稚園を認定こども園にするために、給食 設備などで5,000万円の改修費がかかると聞いております。

しかし、これについても精道保育所に新しい認定こども園ができればそちらに移るので、2年後にはこの5、000万円で改修した施設は使用しなくなる。加えて、精道保育所の解体費用も5、000万円かかる。新しい認定こども園は5億円かかる。土地買収を入れますとさらに費用はかかります。

今の精道幼稚園において、3歳児からお子さんを受け入れれば、今300人ほど市外の私立に通われているお子さんも戻ってきます。なぜそのような無駄遣いをされるのか。全体で15億円のお金をかけることについて、これは市民としては全く受け入れがたいということを意見として述べたいと思います。

(事務局中塚) 保育のことにつきまして私からお話をさせていただきます。

このたび、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時に改訂されまして、来年度より施行されます。この意味は、国としても幼児期の教育は子どもたちがどの施設で教育を受けても、幼児期に必要な力をつけて小学校につなげていくということです。小学校教育につなげるところについて大きな見直しがなされました。現在、市内でも公私問わず幼稚園、保育所の先生たちが一緒になって勉強をしています。先ほど説明いたしました理念、方針、目標もこれにつながるものです。

また、要領には、新たに子どもたちが小学校に入るまでに目指す姿として10項目が挙げられており、こうした力を養っていきなさいと国が示し

ておりますので、これらを意識した教育を私たちも今一度見直していかなければなりません。これに加えて、この精道幼稚園、精道保育所の地域のよさも大切にしていかなければなりません。これまで幼稚園、保育所でそれぞれ大切にしてきた遊びの内容だったり、教育活動の内容を通じて小学校につなげていけるよう先生方でいろいろ考えているところです。

ですので、何が変わるのかということについては、方向性は大きく変わりません。子どもたちの非認知能力を幼児期において大きく伸ばしていく必要があります。諦めない心であるとか、きれいだなと思う心、不思議だなと思う気持ちや自分で葛藤を乗り越える力など、そうしたことが小学校に入ってからの学校教育に活かされていきます。

こうしたことと地域で大事にしている良さを併せまして、トータルで大事にしていきたいなと考えております。

(事務局伊藤) あと、2点ほど頂戴しているご質問の部分で、精道保育所の土地の買収がまだ確定していないのではないかということについて、申し訳ありませんが、相手の方のあるお話でもございますので、詳しいお答えはいたしかねます。一定、相手方の意思確認は行いながら進めておりますので、精道保育所の近隣の土地の買収の見込みはないとは考えておりません。今後も予定どおり進めていけるよう最善を尽くしてまいります。

最後に、なぜこんなに急ぐのかということでございますが、今回のあり 方全体を通して、待機児童の対策や3歳児の教育のニーズなど、これらは 一足飛びには解決できませんけれども、急ぎ取り組んでいく必要がある内 容です。そうした中でも確実な方法で進めていく必要がございますので、 こうした説明会も行いながらスピード感をもって対応しているところで す。

(市 民) 入園の決定方法ですが、現在、幼稚園は定員割れしていますから無条件で全員入れますよね。それが、今度は新しいこども園になってよくなるはずなのに抽選になる。行政から見たら当然のことかもしれませんが、市民から見たら、これ、おかしいのではないのかと思ってしまいます。これは改悪です。素直にどういうことなのかと思います。

僕はいつも言っているのですけれども、ここの精道幼稚園は明治44年にできて、106年の歴史があるわけです。市民憲章で、文化だ、教養だと謳い、国際住宅文化都市であるにもかかわらず芦屋にとって文化とは何なのか。精道小学校は明治5年ですけれども、精道幼稚園は明治44年なのです。これは近代日本の幕あけの幼児教育の歴史そのものです。それを皆さん方の世代で簡単に、何のてらいもなく葬り去る、その無神経さが僕

にはわかりません。

やはり残すものはきっちり残してもらわないといけない。市がつくった 芦屋のイメージとして、憧れを現実になんて言っているけれども、そのイ メージは誰がつくったものですか。過去累々とここに住んでいた人たちが つくったわけです。その辺のところが無神経過ぎるのではないかと思いま す。

もう一つは、今日の説明を聞いていて、認定こども園はどう見ても、幼 稚園が保育所に吸収されるようにみえて仕方ありません。以前、僕は精道 小学校の校長先生に聞いたことがありまして、入学されるお子さんたちに ついて、私立の保育所あるいは市立の保育所、市立の幼稚園、私立の幼稚 園、あるいはどちらにも行かないで入ってくるお子さんといろいろおられ ますが、当然、入ってきた時点で何らかの差異はあります。校長先生は白 紙の状態で子どもたちを受け入れますとおっしゃるけれども、現実にきっ ちり調べれば全くみんな同じなわけがないのです。その辺りのところは認 定こども園という新しい制度はやってみないとよくわからないですけれ ども、この話を聞いていると、どちらかと言うと幼稚園は排除して、今後 はなくす方向なのではないのかと思ってしまう。今までの幼稚園教育の意 味合い、そしてこれまで培われてきた実績をよく考えてもらわないといけ ないと思います。皆さん方が決めるのはいいけれども、そこの時代に生き る子どもたち、将来の芦屋市民になる子どもたちに対して、どういう影響 を与えるかということを、もっと洞察を深めて慎重にやってもらわないと いけないと僕は思うのです。

今回の話は、どちらかと言うと幼稚園がなくなって全部保育所になって しまうような話ですよね。そこのところが気になりますので、今、答えら れる範囲で結構ですから、その抽選も含めてお答えください。

(事務局岸田) 先ほど説明いたしました20人の抽選ですが、やはり認定こども園にするということは、ご家庭のご事情如何ではなく、地域の幼稚園のお子さんと保育所のお子さんが一緒に同じところで学びましょうということです。現在、保育所をご希望されているお子さんは芦屋でも待機がでている状態です。つまり、保育所においても受け入れの枠があって、それを超えたら待機になるということですので、認定こども園になっても、当然のことながら施設規模からいって、それぞれの定員枠は設定しなければならないということです。

今,ご指摘のとおり、これまで幼稚園は何人でも入ることができました。 そうした中で、今回、20人という枠を決めますのは、今申しましたよう に認定こども園においては、保育所のお子さんと幼稚園のお子さんを一緒 に預かるからには、幼稚園のお子さんだけ何人でも入ることができます、保育所のお子さんについては何人までですということはできないわけです。保育所のお子さんは待機まで出ている現状において、何人でも入ることができますと言うと、どんどん定員は広がってしまうことになります。したがって、幼稚園のお子さんも保育所のお子さんも、一定の施設規模に応じた枠を設定するのが認定こども園の考え方ですので、今回は20人を定員といたしました。この20人は今後の精道幼稚園に通われるであろう人数の推移から定めております。

(市 民) 今回の改革は、待機児童をゼロにしようというのが基本的な考え方ですよね。ということは、本来であれば入園方法は、何があっても無条件で受けるのが目標であるはずです。無制限に入れることは出来ないとおっしゃるけれども、芦屋の0歳児から5歳児までの子どもの人数については、ざっくり言うと1歳当たり800人という話があります。何千人という話ではないです。幼稚園は余っているけれども、保育所が足りないという話ですから、普通に考えたら保育所を増やせばいいのです。

地域の人に平等にと言うけれども、それは私立に行かせたいと思う家庭 もあれば、市立の幼稚園に行かせたいという家庭もあります。保育所は嫌 で幼児教育を受けさせるために幼稚園を選ぶ人もいます。ですから、保育 所もあり、幼稚園もあり、市立もあり、私立もあるわけですから、地域の 子どもさんたちが全部平等でなければいけないというのは、ちょっと僣越 です。個人が自由に選ぶことができなければならない。市立の幼稚園を潰 していいわけがありませんよね。

- (事務局岸田) 私が申し上げたのは、認定こども園という考え方そのものがそういうことですと申し上げたのと、先ほどのご指摘で、なぜ今まで幼稚園は何人でも入れたのに、今回から20人を定員に決めるのだということでしたので、それは決めておかないと、保育所の人も何人でも入ってくださいということになれば、その施設で受け入れるお子さんの数がどんどん多くなります。やはり幼稚園のお子さんと保育所のお子さんを一つの建物で一緒にお預かりするということは、保育所部門のお子さん、幼稚園部門のお子さんそれぞれに一定の枠を定めておかないと施設として成り立たないということを説明させていただきました。
- (市 民) これ以上は言いませんが、行政は住民に対するサービス、要するに保育 所に預けたい市民がいるのであれば、全員入れるようにするべきです。待 機児童ゼロにするのが行政の考えるべき話です。それを予算と箱に応じて 限定してしまうのはちゃんとした仕事をしていないということです。

例えば, 隣の西宮市は私立も含めて幼稚園でも待機児童が出ているのに,

芦屋市はがらがらですよ。この差をよく考えてください。西宮市は幼稚園ですら待機児童がいっぱいで私立に入るのは大変、一方で芦屋市はがらがら、これはどういうことなのでしょうか。

(市 民) 今, お聞きしても、なぜ認定こども園をつくるのかわかりません。何のメリットがあるのでしょうか。子どもの側から考えていただいていない。箱だけつくることばかりに視点がいってしまっていると思います。私も昔、幼稚園の先生をしておりましたし、2人の子どもも精道幼稚園に通っていました。子どもがたくさんになればなるほど、保育者として子ども一人ひとりをみることは難しくなります。何も大きくする必要はないのです。それよりも市民の財産である幼稚園のことを、もう少し大事に考えていただきたいのです。これを潰して、あれをつくるなどというのは、まるで土建屋さんをもうけさせるようなものです。そういう考え方はおかしいと思います。

本当に子どもの気持ちにたっていただきたい。幼稚園や保育所の子どもが一緒になるということは、あの子は昼までで帰る、この子は夕方に帰るということになります。子どもの生活状況はいろいろあると思いますが、そうした中でも地域の財産として子どもたちが育っていけるような環境をつくっていただける行政であることを望みます。

本日の説明会だって民間のマンションの説明会とは違うのです。初めにこういう案がありますから説明をして意見を聞きます、聞いたけどこういうことで決めました。それであれば説明会を開いても何の意味もないと思います。

(事務局伊藤) 今,頂戴したご質問のうち,今回,認定こども園を実施していくに当たり,子ども目線が足りていないのではないかという点についてですが,現に先ほどのお話にもありましたけれども,待機児童も多くなり,お子さんの行くところがなくて困っておられる状況と3歳から幼稚園教育を受けたいというお子さんの状況といったこれらのことを解消するのも,子ども目線であると思います。これらを解消するためには,どうしても施設数を増やす必要があります。方法としては,幼稚園・保育所を増やしていくのも一つありますけれども,芦屋市で検討した結果,幼稚園としての定員も保育所としての定員ももつことができる認定こども園を整備することといたしました。

認定こども園では、保護者様の就労状況いかんで施設を変わる必要もありません。こうしたメリットもある施設ですので、芦屋市としては認定こども園を整備して、問題を解消していきたいということです。ですので、

お子さん目線の視点が欠けているとは全く考えておりません。

提供する教育・保育につきましても、先ほど担当から説明いたしましたとおり、どの施設であったとしても国は同じ教育・保育の質、内容を提供していくことを掲げておりまして、市といたしましても就学前施設共通である就学前カリキュラムを作成して、市立、私立ともこれをもとに教育・保育を実施しておりますし、幼稚園・保育所の交流も行っておりますので、認定こども園になることで幼稚園教育が提供されなくなるとか、保育所の保育が変わっていくなど、そのようなことはございません。

おっしゃられたように先に帰るお子さんもいれば、残るお子さんもおられますけれども、我々も複数の施設を見学に行って、先生方にも確認をいたしましたが、帰る時間が子どもさんごとにバラバラだということを理由に子どもが不安定になったりすることはないということでした。芦屋市におきましても、そうしたことがないようにしていきたいと思っております。また、子どもの安全については、当然ながらこれまでと同様に十分配慮していきますので、今の幼稚園・保育所の状況と変わることはないと考えております。

皆様からのご意見につきましては、取り入れることが可能な部分については取り入れてまいります。そういうつもりで説明もいたしておりますので、ご理解を頂戴したいと思います。

(市 民) このエリアで幼稚園に行きたい人はどこに行けばいいのですか。認定こども園なんて行きたくない、106年の歴史のある精道幼稚園に行かせたいという人はいます。

今,待機児童対策として定員を増やす必要があるとおっしゃっていたと思うのですけれども、この資料を見る限り、0歳児、1歳児、2歳児については定員が全く増えていません。待機児童の多い1歳児についてどのように考えておられるのでしょうか。正直、あまりメリットがないと思うのです。もし、認定こども園にすることが待機児童対策であるのならば、定員ももっと増やすべきではないかと当事者としては思います。この辺りについてはいかがでしょうか。

(事務局伊藤) 定員が一向に増えていないのではないかというところですが、基本的に、 芦屋市は待機児童対策として定員を増やすために市立施設での定員を増 加させることはいたしておりません。これについては民間の力をお借りし て、定員増加を図っていくことで対応しておりまして、今回の認定こども 園につきましても、3歳児、4歳児、5歳児は増員しておりますが、これ については、最近増えてきている小規模保育所や以前からある2歳児まで の認可保育所を卒業されたお子さんの3歳児以降の行き場を確保するためです。全体の待機児童対策といたしましては、この精道認定こども園での定員増ではなく、例えば来年の4月には、浜風あすのこども園としおさいこども園の2園が開園いたしますし、その後もハートフル福祉公社の跡地に私立の認可保育園を誘致してまいりますので、こうしたことでの定員増により待機児童対策を図ってまいります。今回の「あり方」によりまして、少なくとも400人以上の定員増を見込んでおりますので、ご理解を頂戴したいと思います。

(市 民) 平成30年4月の新4歳児の募集についてお伺いします。定員20人を超えて募集があった場合は、抽選になるということですが、2月と7月の説明会でもお願いしてきたのですが、10月の募集で、今この時期に言われても、私立の幼稚園の募集は既に終わっています。早ければ8月末にはお知らせするということでしたよね。抽選に漏れてしまった場合はどうすればいいのでしょうか。実際、愛光幼稚園でも年中からの受け入れは終わっておりますし、ほかの私立幼稚園も同じような感じだと思うのです。

精道幼稚園に通うことができず、ほかの市立幼稚園に行くとなればここからだと伊勢幼稚園になります。実際に子どもと歩くと自宅からは40分、45分程かかりました。雨の日にリュックサックを背負って傘をさしていくとなれば、1時間ぐらいかかると思うのです。そのようなこともお考えになって抽選とおっしゃっておられるのでしょうか、その辺りをお伺いしたいです。

- (事務局岸田) 20人を超えた場合は抽選になるということですが、その抽選に漏れた 方については、ほかの市立幼稚園を選んでいただく、あるいは私立の幼稚 園を選んでいただくことになると考えております。
- (市 民) それはわかるのですが、この時期に言われるのはとても遅いということ には気づいておられますか。
- (事務局岸田) 私立幼稚園は9月1日に募集要項を配布されることについては、我々も確認しております。
- (市 民) 3年保育を実施している私立の幼稚園に電話をしたところ、4歳児は年中としての入園になるため、空きがあっても既に入園者は決まっていますとおっしゃっていました。年少児さんが年中になられるので、来年度、途中入園できる年中の子はとても少なく、実際に愛光幼稚園は締め切ったとおっしゃっていたのです。

伊勢幼稚園が小学校の校区でも、子どもの足で歩くと45分とか1時間 かかってしまいます。例えば21人の応募があり1人だけ抽選に漏れた場 合,近隣のお友達とは行けず,自分の子どもだけが全然知らない友達のと ころに行くことになるのです。そういうことも踏まえて,この9月に入っ てからの説明会でおっしゃるのはどういうことでしょうか。

- (事務局岸田) 説明会が1週間遅れてしまったことについては、大変申し訳ないと思っております。今の例で、21人で1人だけ抽選に漏れることが発生した場合、その方は、例えば伊勢幼稚園など他の幼稚園に通っていただくことになると考えております。
- (市 民) もう一つ、1号認定の13時半の降園時間についてです。午前からこの 13時半までは幼稚園と保育所のお子さんの混合クラスになって、それ以 降も預かってもらうのであれば預かり保育になるのかなと思っています。 保育園のお子さんはお昼寝があると思うのですが、混合になると、幼稚園 部で預かり保育をしてもらうときも同じようにお昼寝をすることになる のでしょうか。
- (事務局伊藤) 幼稚園部で入園されているお子さんが、預かり保育を利用される場合でも、お昼寝はございます。帰る時間が13時半以降ではあるけれど一定時間までにお迎えに来られるのであれば、調整するとは思いますけれども、基本的にお昼寝とおやつは預かり保育を利用する方にも提供いたします。
- (市 民) 幼稚園で預かり保育をしていただく場合は、お昼寝は強制ではないということでよろしいでしょうか。
- (事務局伊藤) 幼稚園のお子さんも保育所のお子さんも混合でお預かりしますので、帰る時間が早いということであれば、寝ている最中に起こさないといけないようなことになるので、それであればできるだけ寝かさないようにするでしょうし、一定時間を超えてからのお迎えであれば寝ていただくことになります。
- (市 民) お昼寝がいらないということであれば、それは融通がきくということで よろしいでしょうか。
- (事務局伊藤) 年齢と状況によってお昼寝はいたしますが、5歳の途中からはしないことになります。
- (市 民) わかりました。
- (市 民) 2点、質問があります。こども園になった場合の預かり保育について、 預かり保育の定員は決まっているのでしょうか。仮に1号認定の子どもが 全員預かり保育を希望した場合でも、利用することはできますか。

2点めは、1号認定で認定こども園に入園した後に働き始めて2号認定になった場合、円滑化という対応によって、このまま通うことが可能と書いてあります。実際問題、2号認定も定員いっぱいで入るので、1号認定

の方が2号認定になるとしても、2号認定の定員がいっぱいであれば、現 実的に1号認定から2号認定に変わって、そのまま通うことはかなり難し いことではないかと思うのですが、その辺りはどう考えておられますか。

(事務局伊藤) 今, おっしゃったとおり, 当初は働いておられなくて幼稚園としての利用だったけれども, 働きだしたので2号認定になるという場合, 原則的には利用継続はできるものと考えております。しかしながら, 無制限に1号から2号には変更できません。これは国の制度で, 円滑化という, 定員を一定超えたところまでは入園させていいよというものがありますが, さらにその一定枠を超えたらどうなるのかについては, そのときの状況にもよりますので, 今, この場で確実にだめとか, 確実に何とかしますとは申し上げることはできません。

認定こども園としての施設のメリットが、今、ご指摘いただいているところでございますので、就労状況が変わられて変更しようとしても定員がいっぱいだから退園していただくということは考えておりません。極力受けていきたいとは思っております。

もう1点,預かりの定員につきましては設定する予定はございませんので,極論,全員の方が預かりを利用したいとお申し出された場合でも,極力それは受けていきたいと思っております。

(市 民) 説明会に出席するのが初めてなので、既にお答えいただいていたら申し訳ないのですが、自分の子どもを4歳児、5歳児の2年間で預けようと思っています。今、資料の3頁を見ると、1号認定の子どもが9時登園、13時30分降園となっていて、現在の幼稚園の保育時間と比較すると、かなり時間が短くなっていると思うのですが、この理由をお答えいただきたいです。

認定こども園になれば1週間給食がありますので、毎日13時半までになっていると思います。今、週3日がお弁当日でその日の降園は14時半です。ごはんを食べる時間は、遅い子もいたりしますのでばたばたしてしまって、午後からの保育がおろそかになってしまうのではないのかなと思ってしまうのですが、その点は大丈夫でしょうか。

- (事務局伊藤) それは大丈夫です。国の基準を超えた、現在の保育所の基準を維持した 上で保育教諭の配置もいたしますので、午後からも手薄になることはござ いません。ご安心いただいて大丈夫です。
- (市 民) 保育時間が14時半に変更になることはありませんか。
- (事務局伊藤) 保育時間につきましては、現在の幼稚園ではお弁当の日は14時半、お 弁当がないときは11時50分としているところを、認定こども園では毎

日13時半に統一いたしますが、園でお過ごしいただく時間は、今の幼稚園とさほど変わりはございません。

- (市 民) ありがとうございます。
- (市 民) 行事予定についてお伺いします。今,幼稚園では平日に行事をされることも多いと思うのです。2号認定で入園したいと思っていますので,今の幼稚園のように平日に行事などが集中してしまうと,仕事をしながら参加するというのもなかなか難しいと思っています。まだ具体的には決まっていないと思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。
- (事務局伊藤) これについてはおっしゃるとおり、どの時間帯でどのように実施するのかということはこれからの検討になります。他市や私立の認定こども園の実績も多数ございますので、そうした状況も参考にしながら、できる限り保護者の皆様にご参加いただきやすい時間の設定を考えていきたいと思っております。
- (市 民) ここにおられるほかの保護者のかたも、質問があったらされたらいいと思うのですが、やはり手を挙げられないというのは、わからないのだと思うのです。私は、説明会でも市長トークでもずっとお話をしているのですが、決してこのお話に反対しているのではないのです。市は、保護者のかたともっとお話をしていかないといけないことが、たくさんあるのではないかと思います。

認定こども園になったら、幼稚園じゃありませんので学級閉鎖がありません。今、インフルエンザや、夏場でもRHウイルスなどたくさんの感染症がある中で、これをどのように対処しようと考えておられるのですか。それと今日、この幼稚園に来てびっくりしたのですが、とても狭いと思いました。ここに2年後に認定こども園ができるのですよね。この精道幼稚園は何平米あるのでしょうか。

(事務局岸田) 2,000平米です。

(市 民) わかりました。とにかく、私はもう少し保護者の話を聞いてほしいと思います。

先ほどの説明で、説明会が9月になったとおっしゃっておられましたけれども、一昨日の民生常任委員会で朝日ケ丘幼稚園の保護者の人たちが、廃園にしてほしくないと陳情書を出されていたじゃないですか、27人もの保護者が小さい子どもを抱えて。岩園幼稚園と統合されたら通えません、何とかしてくださいと27人もの保護者が来ていたのです。それを見て私はびっくりしました。

私が皆さんに知ってもらいたいのは命の問題です。私は前に開催された説明会で西蔵の認定こども園のことを伺いましたが、その説明会でプロの防災士さんが、ここに建てたら危ないですとはっきりおっしゃったじゃないですか。それで、市側の対応はどうだったのかと言えば、垂直避難で海技大学校がありますとおっしゃいました。その海技大学校はもう少ししたら半分が工事に入ります。

保育所も今、避難訓練で垂直避難も水平避難も一生懸命実施しています。 この精道幼稚園で認定こども園をやるということは、精道保育所よりも標 高が高いですよね。でも、そのあとは標高が低い精道保育所に行くわけで す。その時にどういう安全対策をとられるのか、お伺いしたいと思います。

資料にはいろいろなことを書かれていますけれども、命が一番大事です。 そのためにも、大事な子どもを預かる施設をつくるのであれば、もっと地域の人たちの話を聞いて、保護者の話を聞いていただかないと。説明会が 9月になってしまい済みませんと、そんなことではだめです。もっと保護者の話を聞いていかなければならないことがいっぱいあるじゃないですか。反対ではないのです。やるのであれば、大事な子どものことなのでもっとみんなが話をしていかないといけないと思います。

(事務局伊藤) まず最初に、学級閉鎖がないというご指摘でございますが、学級閉鎖は ございます。2号・3号認定のお子さんは保育所としてのご利用ですので、 その分については、おっしゃるとおり、学級閉鎖はございません。今の保 育所と同じ運用になります。1号認定のお子さんについては、幼稚園とし てのご利用ですので、今の幼稚園と同じように学級閉鎖となり、登園しな いでくださいという運用になります。

次に保護者の方々とのお話が必要なのではないかということですが、それはおっしゃるとおりです。ご意見はお伺いして、取り入れるところは取り入れていきたいという思いは、当初から変わっておりませんし、今後も同じです。ご意見については、いろいろな形でお伺いしたいと思っております。

次に安全対策ですが、こちらよりも精道保育所のほうが標高は下がるというのは、そのとおりです。下がりますけれども、浸水指定地域ではございません。

(市 民) 浸水指定地域は西蔵です。

(事務局伊藤) 西蔵はそうですけれども、精道はそうはなっておりません。さりとて天 災はいつ何が起きるかわかりませんので、どの保育所、幼稚園、認定こど も園でも、防犯、防災に関する訓練は実施してまいります。

精道認定こども園、西蔵認定こども園において、いつ、どのような訓練

をするのかといったところは、時期も含めてまだ検討中でございますが、 今実施している幼稚園・保育所でやっているような防犯・防災・安全訓練 は行ってまいりますので、今と同じだけの安全対策は確保してまいります。

(市 民) 保育所の子と幼稚園の子とは別々の棟で生活するのですか。一緒のクラスで一緒に遊ぶのではないのですか。

(事務局伊藤) そうです。

(市 民) 幼稚園の子どもさんは学級閉鎖で休む,でも,保育所側にはお休みはない。同じ敷地に別々の棟で,別々に離れて生活するのであればわかります。しかし,みんな一緒にやっているわけじゃないですか。全体で学級閉鎖をするのであればわかります。でも,同じクラスで普段は同じようにやっているのに,その時になったら幼稚園の子だけ休むというのはどうなのでしょうか。その状況が私にはわかりません。

それと、先ほど防災をやりますと漠然とおっしゃいましたが、ここより標高が下がるところに行くのです。親子さんとしてはどんな思いでしょうか。私が保護者だったらとても心配です。浸水指定地域じゃなくても、現に保育士は逃げる訓練をしています。地域でもみなさんやられています。もう少し具体的にお母さんたちが聞いて安心するような、ちゃんとしたものを示さなければならないのではないですかと言っているのです。

おっしゃっているのは、今までやっている漠然としたものですよね。やります、練習します、それは違います。こども園になったら今より人数も増えます。私が保護者だったら標高が低いところに行くのは嫌です。

(事務局中塚) 精道幼稚園と精道認定こども園の件についてお答えします。

(市 民) どちらでも結構です。安全対策を教えてください。

(事務局中塚) ここは標高10メートルちょっとあるところです。精道保育所の場所では標高は5メートルあります。県が発表している芦屋に到達するであろう津波の予想される高さは、大きく見積もって3.7メートルです。現在の精道保育所の場所に認定こども園が開園した場合、津波到達まで時間がないときは精道小学校校舎の3階まで上がれば、安全は確保できると思います。この精道幼稚園の場所であれば移動することはないのですが、精道保育所の場所であったとしても標高は5メートルありますので、浸水する可能性は低いです。それでも状況によって安全や備蓄などのことも考えて小学校のほうに避難した方が良いという判断になれば、すぐに避難できると考えます。

大津波警報が出たときは状況をみて、市民センターまで避難する場合も あるかもしれません。これについては、普段から保育所も幼稚園も訓練を 行っております。 (市 民) ですから、それは今までの訓練なのです。精道保育所の場所で認定こども園をやっていくとなると、今より80人子どもが増えるわけです。今の100人でも避難するのにどれだけ大変かわかっていますか。今の話を聞いているわけではありません。想定外のことが起こるのです。

南三陸沖の地震でも想定外のことが起きました。標高10メートルのと ころから5メートル下に行くのだから、もっと安全対策をやってくれない と保護者の方は不安だと思います。

- (市 民) 来年、4歳児で入園しようと思っています。今、上に1年生と3年生のお姉さんがいるのですが、その子たちが通っていた頃の精道幼稚園は各学齢に20人以上の園児がいました。今の在園児は20人を切ってしまっていると思うのですが、この定員20人というラインが、すごく微妙なところだなと思っています。今度4歳児になる子どもの数を見て、20人と決められたのでしょうか。具体的にどのような経緯で人数を決定されたのかお伺いできたらと思います。
- (事務局伊藤) 人数の設定ですが、何点かの視点はございますけれども、まずはおっしゃっていただいたように現在の精道幼稚園を利用されているお子さんの人数ということがございます。あとは、資料の2頁をご覧いただきたいのですが、3歳以上については1クラス25人で、教育・保育を提供していきたいということがございます。

また、2号・3号認定と呼んでいる、保育所としてご利用のお子さん、これは現在の精道保育所のお子さんをベースにしておりまして、人数としては90人です。これに加えて、先ほど説明させていただいた2歳児までの施設で、卒園・卒業されたのち、3歳児として次の施設に行く必要があるお子さんの受け入れ先を確保する必要があります。これは、私立保育園に対して、運営費という補助金みたいなものを行政からも出しているのですが、この運営費は3歳児以上になると金額が下がりますので、私立の保育園に定員数を多くもっていただくことは難しいという実情がございます。

ですので、この3歳児以上の受け入れ先の確保については市立で対応していく必要があります。こうしたことから、2歳児の定員は15人ですが、3歳児を30人にしているということでございます。こうしたことと1クラス25人ということを合わせて考えますと、1号認定子ども、つまり幼稚園としてご利用のお子さんの定員を、さらに増やしていくことはできないということです。

(市 民) 事情はよくわかりましたが、やはり20人というのは融通がきかない数

字なのでしょうか。精道幼稚園で実施されるときは、4歳児は全員で45人で、精道保育所の場所に移ってからの認定こども園では5人増えるようですが、その5人が2号と3号認定で増える5名ということなので、1号認定の幼稚園での応募が定員を超えて抽選になった場合、その5人のうち何人かを幼稚園で増やせるのではないかなと期待してしまいました。20人の定員は変更できないということでしょうか。21人が応募したとなってもやはり抽選ということでしょうか。

(事務局伊藤) はい。精道幼稚園で行う認定こども園の定員合計は146人ですが、これはあくまで幼稚園の構造や面積の制限の関係上この定員としており、これが最大数です。

お伺いの21人になったときにはどうなるのかということですが、お一人であってもご入園いただくのは難しく、やはり抽選になってくるというのが原則でございます。

(市 民) とても残念です。ありがとうございました。

(市 民) 現在の精道幼稚園は何人いるのですか。

(事務局山川) 現在の園児数は、4歳児18名、5歳児17名の合計35名です。

(市 民) もう少し前は40名を超えていたのではないですか。

(事務局岸田) 確かにそうでしたが、徐々には減ってきております。

(市 民) ついこの間まで44名,45名のときがあったと思いますが。

(市 民) この説明会に初めて参加させていただいたのですが、平成31年にこちらの幼稚園が閉園になるので、次の10月に新4歳児として応募される方は、5歳児から認定こども園に移るとお伺いしました。確かに願書の配布は10月から始まるので、選択肢としてはほかの幼稚園も考えられるだろうというお考えだとは思います。しかし、実際には母親たちからすると既に4月の時期からどこの幼稚園にしようかと考えていたり、こちらの幼稚園でも昨日オープンスクールがありましたので見学をしたりといろいろ考えている時期なのに、今こうした説明をされるのは時期的に遅いという気がしていて、とても不親切な対応をされているという印象を受けました。もう一つ質問ですが、今、息子がこちらの幼稚園に在園をしていて、今年の7月、8月の夏休みは預かり保育を利用していました。来年の7月、8月に精道幼稚園を改修して、お部屋とか給食室の工事をされるとお伺いしたのですが、その工事期間中でも、今年と同じようにこちらで預かり保育を実施していただけるのでしょうか。

(事務局山川) 来年の夏休みの預かり保育ですが、給食設備であったり保育施設であっ

たりかなりの規模の工事になりますので、騒音やほこりの関係上実際にこちらで今年と同様、預かり保育を実施することは難しいと考えております。ですので、例えば伊勢幼稚園に行っていただくなど別の場所で実施することを考えているところです。

- (市 民) 伊勢幼稚園だとそこまで通うのが遠いということと,自転車が利用できるとおっしゃると思うのですが,雨が降って,子どもを連れて自転車に乗って伊勢幼稚園に通うのは相当大変です。前に座っておられる方たちは,実際に子どもを連れて雨の日に幼稚園に通ったことがあるのかなと思いました。
- (事務局山川) 施設改修をするとなりますと、夏休み中に工事を終わらせないといけませんし、工事現場はお子さんにとっても危ないですので、工事期間中は幼稚園施設は利用できない状態にしたいと考えております。申し訳ございません。
- (市 民) 待機児童が、今、問題になっている一方で、先ほどの説明では市立の認定こども園では、待機児童に対する対応は考えていないとおっしゃられましたが、根本的に、次の応募で20人を超えると抽選になり、それに落ちたかたは、伊勢幼稚園に行こうとしても遠くて通えない状況が考えられる中で、待機児童の問題を市立こども園で問題解決しないのに、どうして急にこのような大規模な計画をされようとするのですか。やはり納得ができないというか、すごく疑問に思うところです。
- (事務局伊藤) 根本的に精道認定こども園の案件だけではなく、全体としてなぜこのようなことをする必要があるのか理解できないというご指摘でございますが、今、おっしゃられたように、芦屋市の就学前のお子さんの課題としては、多数の待機児童をどう解消していくのか、幼稚園でいいますと幼稚園を利用されているお子さんの人数が減ってきていること、また、3歳から幼稚園教育を受けたいというニーズにどう対応していくのか、これらの課題をどうやって解決していくのかということがございます。

もう一つは、今こうした課題を解決するのも必要ですし、ありがたいことに市立幼稚園・保育所とも高い評価をいただいておりますが、これを将来どのように引き継いでいくのか、我々といたしましては、今ある課題を解決するのに併せて、将来にどう引き継いでいくべきかを考えておりました。

では、なぜこうしたことが今回の「あり方」なのかということですけれ ども、例えば待機児童の対策について、市立でも考えたらいいのではない かという考えになられるかと思いますが、これについては将来にわたって 関係してくるのですが、市立で幼稚園・保育所を運営しますと、運営に係る費用の全額を市が負担することになります。これが私立になりますと、基本的に国が2分の1、県と市が各4分の1を負担しますので、単純に負担割合だけでいきますと、同じだけのお金を出すのであれば、私立でやれば4倍の定員を確保できるということです。粗っぽい試算ですが、そういうことになります。

そして、待機児童対策については、新たに施設をつくって定員数を確保 していくというのが解決策の基本ですので、これについて取り組んでいき ますが、これを市立の施設のみで対応していくことになりますと、私立に お願いするのよりも4倍お金が必要になってくるということになります。

これは、芦屋市として就学前のお子さんに対して必要な財源は惜しみなく投入していきたいのですが、高齢のかた、障がいのあるかた、道路、水道などほかにも重要な施策がある中で、いかに待機児童を解消していくかといったところでは、私立の力をお借りする必要があるというところはございます。

ですので、今回の「あり方」に限らず、市立だけで待機児童対策に取り組んでいくのは、今の芦屋市としてはできません。今回お示ししている認定こども園につきましては、幼稚園と保育所の2施設を一つにするということで、二つの施設を別々に運用するより財政的な面でも効率化が図れるということもございますし、内容的にも、さらに充実させて実施していきたいと思っております。

- (市 民) 平成33年度に3歳児で募集するつもりですが、3歳児で募集して定員 を超えて抽選となった場合にその抽選に落ちたとして,次年度の4歳児が 20人以下に減っていたとしたら、4歳児で新たに申し込みはできますか。
- (事務局伊藤) それは可能です。
- (市 民) それは、3歳児の時点で次の4歳児の入園の予約ができるということで すか。そうではなくて、再度募集されるのでしょうか。
- (事務局伊藤) 資料4頁の11番の(1)申請時期のイですが、もし年度の途中で、例えばお引っ越しなどでご利用されていたお子さんが退園されて定員に空きが生じた場合には、入園希望月の前日10日までにお申し込みいただいたかたの中で、応募が多数であれば抽選をいたします。欠員のままなかなか埋まらずに翌年4月入園時にも欠員がある場合は、新4歳児として募集を行います。
- (市 民) あと、平成33年4月に4歳児で入園したい子どもがいるのですが、定員が20人なので、余りにも多くのかたが申し込まれるのであれば、子どものことを考えると、4歳児での途中入園よりも3歳児で私立幼稚園に入

園するほうがいいのかなと思っています。おおよそでいいので精道区域の 子どもの人数を教えていただけますか。

(事務局伊藤) この近隣の3歳と4歳のお子さんの人数でよろしいですか。

- (市 民) はい。私学に行かれるかたもおられるので、4歳児の全員が全員、応募 されるわけではないと思うのですが、20人を大きく超える応募があり、 抽選になったら結構厳しいと思っています。
- (事務局岸田) この精道幼稚園に限らず市内の幼稚園につきましては、昔、園区というものがございましたので、幼稚園のそれぞれの園区内の4歳の人数については先まで推計しております。平成32年の精道園区の4歳は、働いておられて保育所に預けておられるお子さんもおられると思いますが、全員で57人です。

何年か先には4歳が何人になる,5歳が何人になるという各幼稚園の今後の園児数の推計値を出しております。先ほど申し上げました平成32年の精道園区は4歳児の人口全体で57人です。そのうち,この地域のかたで精道幼稚園に通われるかたが,これまでどれくらいの割合でおられたのかという平均就園率も持ち合わせておりまして,それが30.6%です。ですので,57人の3割として大体17人程度であろうと推計しております。

(市 民) 今回,説明会に参加するのが初めてなので,もしかしたら前にも質問があったのかもしれませんが,疑問に思ったことが何点かあるのでお聞かせください。

ここまでの説明を聞いていて思うことは、ほとんど何のメリットもないように聞こえるのです。親として聞いていて、メリットとして考えられるのは給食ぐらいかなという気がしています。給食になるとしても、今の幼稚園では14時半まで預かってもらっているのが、13時半までになるので結局1時間も保育時間が減ります。これは結構な親の負担です。それが不満だなと思った点です。

あと疑問なのですが、3年保育のニーズに応えるために認定こども園をすると前からお聞きはしていたのですが、わざわざ幼稚園を潰して、今、保育所が建っているところを建て替えて、認定こども園として幼稚園と保育所をまとめる必要があるのでしょうか。これから10億円以上かかるのであれば、そのお金を使って幼稚園に3歳児クラスを用意したり、保育園は人数が足りていないのであれば、保育所を増築するなりして対応するという考えはないのでしょうか。

(事務局伊藤) まず、1点目の認定こども園にすることについて、何のメリットもない

のではないか、唯一、給食ぐらいかもしれないけれども、保育時間も短くなるということですが、給食については、考え方はいろいろあると思いますが、多くのかたにメリットとしてとらえていただける部分ではないかと思っております。保育時間が1時間減るという点につきましては、先ほども申し上げましたとおり、1週間のトータルの保育時間としてはほぼ変わりません。我々といたしましては、ほぼ同じ時間を確保できていると考えておりますので、そこについては考え方に相違があるのではないかと思います。

メリットそのものについては、具体的に見えるところもあれば、見えないところもあると思います。給食をメリットとして感じていただける方にはわかりやすいかとは思うのですが。

また、就労状況によらず、基本的に施設を継続利用いただけるところは、これに該当される当事者の保護者さん、お子さんにとっては大きなメリットであると感じていただけると思います。いろいろな有形・無形のメリットはあるかと思いますが、認定こども園になるから、極端にここがよくなるというものでもありませんので、おっしゃるとおり、少々わかりにくいところはあるかとは思います。

- (市 民) 極端によくなるところがないのに、10億円以上のお金がつぎ込まれる ということでしょうか。そこは、市民としては納得がいきません。
- (事務局伊藤) それにつきましては2点目のご質問に絡んでまいりますが、10億円かかるというのは、いろいろな試算がありますので、実際どれほどかかってくるのかということはあるのですけれど、金額がかかることについては間違いございません。

先ほど、ご提案いただいたような幼稚園で3歳を受け入れ、精道保育所を改修するなりして、定員数を増やすのはどうかという意見をいただきました。それも一つの手段としては考えられることです。

ただ,一つ目の幼稚園で3歳児保育を始めるのかどうかにつきましては, 今, 芦屋市としては実施しないということでございます。

- (市 民) 何で3歳児保育をしないのかを明確にお答えいただきたいのですが。
- (事務局岸田) 市立幼稚園で3年保育をなぜしないのかというのは、これまでの説明会においても申し上げておりますが、やはり、芦屋は今、私立と市立の幼稚園で芦屋のお子さんたちを見ているという現状がございます。市立と私立の幼稚園がそれぞれ併存していくことが、芦屋の幼児教育にとって望ましいと我々のみならず審議会でもそうしたご意見をいただいております。

ご承知だとは思いますが、少子化によって子どもの数は10年後には今より2割ほど減ります。もう一つは、幼稚園よりも保育所に預けようとい

う保護者のかたが増えてきております。芦屋においても直近の国勢調査で、 専業主婦と共働き世帯が逆転しました。

このように、子どもの数が減ってきていること、そして保育所を望まれるご家庭が増えてきているこの状況で、芦屋の市立幼稚園で3年保育をやることは、少ないお子さんを私立と取り合いすることになって、それは今の段階では好ましくないと我々も考えておりますし、審議会等でも同様のご意見をいただいておりますので、現段階では踏み切れていないということでございます。

- (市 民) それならば、保育所だけを拡大するという考えはなかったのでしょうか。 (事務局伊藤) 保育所を拡大するということも、手段としてはもちろんございます。しかしながら、先ほど説明させていただいたとおり、待機児童の対策として市立施設で定員を拡大するということは、主としては財政面において、芦屋市としてはできないということです。
- (市 民) 財政面でできないとおっしゃいますけど、今、大きな変革をなさろうと されていますよね。それに係るお金を考えたら、どうなのでしょうか。
- (事務局伊藤) 例えば、精道認定こども園や西蔵認定こども園ですが、前に浜風幼稚園 の跡を認定こども園にするときには、市立ではできないと申し上げており ましたのは、財政面の理由によるものでした。

それが今回,市立でできると判断いたしましたのは,精道認定こども園であれば精道幼稚園と精道保育所,西蔵認定こども園であれば伊勢幼稚園と新浜保育所というように,幼稚園と保育所の2つの施設を統廃合する形でやりますので,2施設を別々で維持管理する費用と,1園で維持管理する費用について考えたとき,当初段階では新たに認定こども園を建てた関係上持ち出しは出ますけれども,継続して長く維持していくものですので,将来的には採算がとれるであろうことから,今回,踏み切ることができました。

ですから、精道保育所だけを拡大してとなれば、芦屋市としては、今後 のことを考えますと、市立の認定こども園を建設するには踏み切れないと いうのが理由でございます。

- (市 民) わかりました。
- (市 民) 3年保育を市立幼稚園でしないということについて、私立幼稚園とけんかになるからとおっしゃっていたのですが、それは市民にとってはどうでもいいことだと思います。市民としては、私立に預けるよりも市立に預けたいと考えています。3年保育もしてもらいたいという要望もあると思うのですけれども、そうした声は考慮していただけないのでしょうか。

- (事務局岸田) そういうお声もございますので、芦屋市では認定こども園を整備してそこで3年保育をやりますという方針をとっているということです。2つの施設を統合して、市立として、おそらく精道という冠もつくことになると思いますが、その認定こども園で3歳児の教育ニーズにも対応していく方針を、平成27年度に事業計画として定めたということでございます。
- (市 民) 平成31年度から、精道幼稚園を使って認定こども園にする場合の車の送迎について聞くのを忘れておりました。それをお尋ねする前に、市立の3歳児保育について民業圧迫というのか、私立の幼稚園の経営を圧迫するとおっしゃいましたけれども、一方では、市立で建てる認定こども園では3歳児から預かるというのは、全くもってこれは説明に論理性がないと思います。

それから、文部科学省も3歳児からの幼児教育を謳っております。すなわち、教育権の保障という問題があります。宝塚市が来年4月から2園で3歳児保育を行います。ということで、芦屋の言っていることは全然市民には通らないと思います。

もう一つは、抽選の問題が出ておりますけれども、これはなぜこのようなことが起きるのかと言いますと、臨港線から南に大型のこども園を4カ所もつくろうとしているからです。来年4月には南芦屋浜で200人、シーサイドで180人、近々、市立の西蔵こども園として180人。伊勢幼稚園跡のこども園では150人。合わせると何と700人規模の認定こども園をつくろうとしている。結局、入ることができなければ、この地域からその新しくできる認定こども園に行けと言うことになる。そういう芦屋市の全く利用者である市民のことを考えていない反映だと、矛盾だと私は指摘したいと思います。

2つ目は、民間の保育所のほうが安いということですけれども、市の財政課の職員が、そのようにおっしゃるのであればいいですけれども、あなた方は子どもの命を守るという最前線でお話をしておられます。それは言ってはならないことだと思います。今の民間の保育所の現状はどうなのですか、市立より10万円も賃金が低いわけです。ですから最近、神戸市では4億円を投じて民間の保育士さんに臨時ボーナスを支給しました。

芦屋の現状はどうなのでしょう。私は夢工房の問題で夢の保育園のお母 さんとご一緒になりましたけれども、保育者がころころと1年、2年で変 わるとおっしゃられていました。

ということは、保育の質に影響しているということです。全ての民間保 育所がそうとは言いませんけれども、基本的に保育者の賃金が低い、退職 者が多い、保育の質に問題がある。そこのところを市の職員は言わずに、 私立でやれば安くなりますという、何ていうものの言いようでしょう。よ く反省してください。

あと、駐車場の問題です。平成31年から2年間、ここの幼稚園を使ってこども園をされるので、保育機能もあるわけです。保育機能ということは車で通園される方もおられると思います。そこでお聞きしたいのは、精道保育所の前を通りますと、今も送迎時間になると車が停まっていますが、ここに保育施設があるこども園ができた場合、どうされるのか。この前の道路は交通量がめちゃくちゃ激しいですよね。駐車場をつくるのか、それともちょっと入った閑静な住宅街に車を置かしてもらうのか。その辺りについて質問いたします。

(事務局伊藤) まず、我々は、子どものことを考える部署ではないかということで、財政面を発言するのはどうなのかということですが、我々は主として子どもの教育・保育を担当しているところですけれども、財政を抜きにしたものの考え方でやっていくことはございません。先ほどご質問がありましたように、今回の「あり方」では、今の課題解決と今後に向けてというところですので、その今後に向けてといったところを中心に考えましたときには、やはり財政的にも永続性を担保できることを考えないといけません。将来を見据えた形を考える要素として財政面というのは、子育て推進課、教育委員会ともに直接財政を主管している部署ではありませんが、当然考えるべきことだと思っております。

あと、民間の保育士の問題については、昨年あったようなことをどう踏まえているのかも含めてのご質問ではあるかと思いますが、処遇改善については国の制度に則って、芦屋市も行っております。神戸市さんがやっておられるような市の独自施策までは踏み切ってはおりませんが、処遇改善は行っております。

質のほうにつきましても、私立が必ずしも低い、高いということではございません。最近は私立との交流を通して、市立の保育を私立に直接ご覧いただく又は私立の保育を見せていただく機会を設けております。訪問をして意思疎通を図るといったところは常にやっておりますので、私立だから、市立だからとはならないように、今現在もそうなっていると思いますし、今後もそうしていきたいと思っております。

(事務局岸田) 冒頭でご指摘のあった民業圧迫と、市立の認定こども園で3年保育をやることの関係ですが、幼稚園という同じカテゴリーで、市立と私立が少なくなっている幼稚園人数のお子さんを取り合いすることは、配慮しなければならないと考えております。認定こども園という新たな枠組み、新たな

カテゴリーで3年保育を実施することは、そうした保護者のかたのお声もありましたので、それについては認定こども園という枠で実施していく必要があります。そのことについては、以前にもお話いたしました審議会の中で、私立の園長先生からも、認定こども園でやることについては理解できるというご発言もいただいております。

あと、ここで実施する場合の駐車場ですが、ご覧のとおり園庭もこの広さです。松もありますので、この園庭で駐車場を整備することは難しいと思っています。資料の5頁(6)にありますが、車の利用については、距離などを考慮して、一定の利用の条件を定める必要があります。車で来られる方については、路上駐車は近隣にご迷惑をおかけいたしますので、近隣の公共施設、例えば市役所とか体育館とか公共施設で一時利用できないかということも含めて考えているところでございます。

(市 民) 前にも説明会には参加していますが、いつもむなしく帰るのです。結局、皆さんもわかると思うのですが、職員の皆さんが説明するとこうなるのです。やはり、我々市民が選んだ市長が出てきて、こういう大改革については説明をしてほしいです。これについては議員を通じて要求しましたし、市長室にもその旨を伝えました。

結局,皆さん方は議案をつくったら,それで突き進んでしまうけれども,そうではなくて,市民のための改革をしてもらわないと困ります。市民の声を吸い上げるのは二元代表制の市議と直接選ばれた市長です。我々,直接選挙で選ぶ市長なり議員なりが,もっと市民の声を聞いてもらわないといけないです。

また再度,市長に出てくるように言いますけれども,皆さんも市長に言ってください。役所の方々と話していると,こうなってしまうので本当にむなしい。

予測のデータなんていうものはどうにでも使えるのです。財政のバランスなんていうことは、それはそちらでお考えになったらいいですよ。だけど、こういう場では言ってはいけない禁句です。自分たちが中でプランニングするときに、そういうことは視野に入れて考えなければいけないけれども、市民を前に説明するときに財政絡みなんて言うのは、自分で負けを宣言しているみたいなものです。あなた方はご担当の仕事の中で、市民が満足いくようどのような形に変えていくのかをきっちりと考えて、それを語ってもらわないといけません。

保護者の皆さん方は、今日も忙しいのにわざわざ足を運んで来られている。2日前の議会のときも、先ほども話があったように大勢の若いお母さ

ん方が子どもを抱っこして来られていたのですよ。ほかのときにはあれほどの傍聴者は来ていませんよ。もうちょっと素直に市民の声を聞くような姿勢があってほしいのだけれども、お立場上、聞けないのであれば、やはり市長が出てきてしゃべりなさいよと、大きな改革なのだからと言いたい。

(事務局三井) 市長の件につきましては、もちろんお伝えはさせていただきますが、それを受けましてというところまではなかなか難しいです。

お金の話につきましては、当然、所管の者としては、もちろん中ではちゃんとやっております。ただ、こういう形で市民の方の前で説明をするときには、一定、私も代表で出ておりますから、それは言わせていただかなければなりません。これはご理解いただきたいと思います。

- (市 民) 市民が納得させようとするような意味合いで、お金の話を出すのはよく ない。それはみんなわかっているのですよ。
- (事務局伊藤) お金の話も当然必要な話だと思っておりますので、その話を言わずとい うのも違うかなと思っております。
- (市 民) 霞ヶ関の役人はそんなこと言っていませんよ。
- (事務局伊藤) ご意見は頂戴します。
- (市 民) 私が何回も出た感想から言いますと、返ってくる答えはいつも一緒です。 言い訳と主張だけです。しかも、説明会が当初の予定より1週間遅れました。皆さんよく聞いておいてください。当初は8月末にすると約束していたのです。なぜその時期にやらなかったのかと聞きましたら、議会があってと言っていました。部長さんが来て市民の前で約束したのであれば絶対守ってもらわないといけません。ですから、今日何を言ったって言い訳にしか聞こえません。

一つだけ教えてください。2頁目に1号認定子ども、今の幼稚園の子どもさんは9時から13時30分と、その下に2・3号認定子どもは7時から18時と書かれていますが、その中に4歳児・5歳児が入っていますよね。そうすると、幼稚園から来た子どもは13時30分で帰りなさい、だけど、保育所から来た子どもは5歳でも18時までいられるということですよね。

要は何を聞きたいのかと言いますと、それぞれ25人1クラスでしょう。 クラスの交流は一切ないですよね。市は現在、幼稚園が20人以下になって1学級しか編成できないので、4歳から5歳に上がるときにクラス替え もできない。入ったら出るまで同じクラスでずっと2年間を過ごさないと いけないと言っていました。認定こども園になっても、同じことになるのではないのですか。言っていることが矛盾していませんか。

- (事務局岸田) 資料の2頁の一つ目の表と二つ目の表が精道認定こども園についてですけれども、4歳児・5歳児は、4歳児は1号20人、2号は30人で合計50人ですので、1クラス25人の学級編制をするので4歳では2クラスできるということです。5歳でも2クラスできるということです。
- (市 民) ところが、実際来るのは2号と3号認定の子どもさんは7時から18時、 1号認定のお子さんは9時から13時半ですよね。
- (事務局岸田) はい、そうです。25人のクラスの中でも13時半に帰るお子さんと、まだ残るお子さんがいるということです。また、朝についても7時から来るお子さんもおられます。幼稚園の子は9時からですが、そこからクラスとしての教育とか遊びをするということです。
- (市 民) 一緒にやるのですね。それが本当に子どもの教育にいいのですか。
- (事務局岸田) 認定こども園はそういうものです。
- (市 民) それは国が決めたのでしょう。芦屋市は国が決めた、いいとこ取りしか しない。

極端なことを言いますと、国は、7月から幼稚園の2歳児受入れをいっていますよね。3歳児については既に前からいっています。これを質問したら、芦屋市はがんとして2歳児、3歳児は入れません、これが芦屋市の方針だという。国がやりなさいと言ったって、そういう都合の悪いところはけってしまう。都合のいいところだけ国が言っているというのはいい加減だと思います。

もう一つ言いたいのは、平成31年度からの2年間はそれでいいのですけど、例えば、平成33年以降は1号と2号を分けるのですか。1号定員が何人で、2号定員が何人ということですか。

- (事務局岸田) 全体は50人で、1クラス25人ずつ2学級にするということです。そのクラスの中には、幼稚園のお子さんも保育所のお子さんもいるということです。
- (市 民)ですから、平成33年に正式にこども園になっても、1号・2号・3号の募集要項は変わらないのですね。あくまで分けて募集して、入ったら中でごちゃまぜにして、ある子は7時から来て6時までいる。ある子は9時に来て13時30分に帰るということですよね。それがいいのかな。例えばA君は13時30分で帰って、お母さんが迎えに来て帰るでしょう。B君はさみしいから僕も帰りたいとなると思います。これが毎日続くのですよ。
- (事務局岸田) それについては、既に認定こども園をされているところにもお伺いして おりますが、いろいろお話を聞きましても、むしろ早く帰るお子さんがも っと園に残りたいと言うほどで、あの子が帰るから僕も帰るなんて言うお

子さんはいないとおっしゃっていました。

- (市 民) この間も言いましたが、人間は自分の手前のいいようにしか受け止めないのですよ。見学に行っても、講習会に行っても、自分の都合のいいことしか聞いたり、見たりしないのです。ですから、芦屋市の行政も同じで、見てきたと言うけれども、都合のいいことしか見てこないのです。これが人なのです。それはあんまり吹聴しないでほしいです。
- (事務局伊藤) それでは、時間も参りましたので、これで説明会を終了させていただきます。

長時間にわたりまして有難うございました。